March 10th 1911.

Report of the Sericultural Association of Japan.

No. 229

大日本蠶絲會報

臨時增刊第貳百貳拾九號

贈呈

▲本號目次▼

●國民の富力と蠶絲業　會頭男爵　松平正直
●蠶絲業の將來　三井總顧問　益田孝
●桑園の肥料　農學士　辻暢太郎
●蠶病豫防法の効果　農學士　芳賀權四郎
●家庭と蠶絲　實科女學校長　下田歌子
●養蠶家并に製絲家に一言す　學務委員　若尾幾造
●蠶兒强弱の鑑定　學務委員　土屋泰
●如何にせば生絲の改良が早く行はれるか　生絲合名會社　伊藤富次郎
●生絲檢査の話　學務委員　今西直次郎
●桑樹害蟲の驅除　農學士　明石弘
●風穴蠶種の貯藏に就て　學務委員　横田長太郎
●製絲家に管理の最も必要なることを知らしむる急務　學務委員　石居一郎
●蠶病の消毒　學務委員　荒木武雄
●上簇器に就て　木會技師　加藤知正
●ひとり言＝貧民救恤と帝國產＝工場法案＝蠶絲業法案＝スキナ氏の工女感＝假名遣と國定教科書●會務錄事＝明治四十三年度決算報告●雜錄●蠶界消息

TOKYO.
The Association;
No. 18 Nishikicho Sanchome, Kanda, Japan.

本誌は年一回發行の報告書であります

●本誌の印刷部數は實に拾有貳萬に達して居ります

●本誌は一般會員の方には無代で配布するのであります

大日本蠶絲會の施設及事業の一般

●本會の目的　本會は本邦の國土民情に基く適當する蠶絲業の改善發達を期する為めつて目的と爲す

●本會の性質　本會は民法の規定に從ひ主務官廳の許可を得たる社團法人として政府機関の監督の下に有力なる社員を以て組織せる公益團體なり

●本會の起源　本會は明治二十五年の創設にして實に十有九年の歳月を經て其間幾多の變遷を經たり

●本會の總裁　本會は　伏見宮貞愛親王殿下に御請して總裁に推戴するの榮誉を荷し一統皆々感激の極に堪へざる所なり

●本會の會員　本會に對し通常は一時會員九拾錢、特別に一時拾圓又は四年間壹圓宛の納付せし會員たるの資格を備へ

●會員の待遇　本會員及義錄の割引なる本支會の會合に相當し誠意待遇たるべし

●地方の施設　本會は會員の多き地方に支會を設き少き地方には地方委員部を設け會員及び委員長又は委員長へ囑託す

●町村と蠶業　本會は根本的に蠶業の發達を本會の權強と為し國内の各地に婦人部を設置し勢力を注ぎ

●婦人と蠶業　本會は蠶業の改良に婦人の力を大なるを認め各地に婦人部を設置し蠶業の發展と勢働の觀念養成に努む

●學藝の調査　本會は蠶絲業上に於ける諸般の調査及會員の質疑に解答するの勞を執る為三十有餘名の學藝委員を置く

●通信の機關　本會は蠶絲業上の出來事を迅速に報道する為外國及び内國各地に九十有餘名の通信委員を置く

●海外の聯絡　本會は蠶絲業上に於ける世界的趨の公益を增進せる為米佛伊獨墺の駐在官に會長及び委員長を囑託す

●功績の表彰　本會は蠶絲業上に貢献し功績顯著なる者に賞を與へ表彰し勤勞の表彰を為す

●職工の慰撫　本會は蠶絲業に從事する勞働者の二十年以上忠實に精勤せる者の選拔を行ひ表彰せる數男女五百余名

●販路の紹介　本會は將來に對して多々益々進み增加する蠶絲の販路を紹介し海外に紹介することを圖る

●事情の疏通　本會は蠶絲業上に於ける法規施設其他の得失を調査し政府當局者に對して事情の疏通を圖る

●議進の媒介　本會は時宜に應じて蠶絲業上に於ける品評會を開設し其出品の審査に批判し以て相互發進の媒介を爲す

●優賞の特典　本會は創設支會が開設せる品評會に對しても優賞を與へ賞品を贈る

●智識の普及　本會は蠶絲業の深部技術者等の紹介を以て蠶絲學者の開設せる講演の編纂を圖る

●扶植と利用　本會は絹紬に對し蠶絲業を扶植して利益を開發し活國業蠶絲の調査なしが利用の途を講ずんとす

●發行の會報　本會の會報は毎月發行せる二百二頁の先覺の先鞭に拾し本邦に信用あるのみならず歐米の蠶界に愛読を博す

●講義錄新刊　本會は蠶業教育の一助に資せん爲め蠶絲業界一流の學者に執筆を請ひ男、女別蠶業講義錄を刊行せり

第六回總會に就て會員諸君に檄す

工場法案下院を通過し今や上院の手に在りと雖も蓋し同法の下に工男女が保護せらるゝの日近きにあるべく、二十年來の懸案たりし繭質統一問題は蠶絲業法案に依りて解決の端緒を開かんとす洵に是れ蠶界多時の年ならずや本會茲に二十年の齢を加へ定款改正後第六次の總會を　總裁殿下台臨の下に來る三月二十五日午後零時三十分より東京小石川植物園に開かんとす

春聊か淡き憾ありと雖も都の空は雙闕たる煙霞樓を誘ひ、人は皆花の秋に本年の結實を卜すべきの秋、蠶界重要の問題を審議して國富の增進に資し多年斯業の發展に貢献せる人々の功績表彰の式を擧行せんとす、何は措いても杖を東都に曳かざるべからずや殊に當日は式後大隈伯爵位に近く歐洲漫遊を終へて歸朝せられたる前田正名氏其他名士の講演を乞はんとし既に快諾を得たり蓋し其高論新説に裨益する所多大なるべし

加ふるに本會創立以來茲に二十の星霜を數ふるに至る依りて聊か祝意を表せん爲め一層盛大に總會を開かんと計畫しつゝあるに際し横濱生絲貿易商中進んで此擧に多大の賛助を表せらるゝ所ありたれば紀念品の贈呈餘興の催しは云はずもがな會場は幕府盛時の遺跡にして天下名園の一、而も同所に開かんとする園遊會に會員相互握手歡談時ならぬ花を咲かす亦佳ならずや、希くば全國十二萬有餘の會員諸君奮つて來會せられ以て斯業の發展に寄與せられんことを

臨時増刊 大日本蠶絲會報 第貳百貳拾九號

國民の富力と蠶絲業

本會會頭男爵 樞密院顧問官 松平正直

一躍世界の一等國になつた我國民の富力を調べて見れば、殘念ながら列強國民の最下級に位して居る、高橋秀臣氏の調査に據れば一戸一日の所得英國民は四圓十一錢、佛國民は三圓七十四錢、米國民は三圓五十錢、獨國民は二圓六十八錢、伊國民は一圓六十七錢、露國民は九十二錢であるといふのに、我日本國民の一戸一日の所得は六十九錢に過ぎないのである、僅に六十九錢で一家五口を養はねばならぬ我國民の生計が如何に貧しくあるかといふことが察せらるゝと同時に現に國家が擔へる二十六億圓の負債は如何にして之を償還し得るであらうかといふことに想到せねばならぬが、國家の前途を考へて見れば實に寒心に堪へぬことである、乍併彼の積雪に抑へられたる竹は能く之に堪之に忍びて融々たる春が來れば更に自ら天半に秀づるではないか、逆境の次には必ず順境が來る其の順境を迎ふるには一に國民の忍耐と勤勉とに依らねばならぬ、吾人は我百五十萬の蠶絲業家が、此國家艱難の秋に際し如何に其態度を取るかを刮目して見んと欲するのである。

ソモ〳〵一ヶ年の生絲輸出額一億三千萬圓と聞いては、如何にも大輸出額のやうに思はるゝけれども、國債一ヶ年の利子にすらも宛ることが出來ないではないか、蠶絲業家たる者現狀に安んずる譯には行くまい、然り眞に蠶絲業を以て國家的事業と思惟せらるゝの士は、國債の二十六億圓何かあらん、今吾等の所得平均一家五口に對し僅に六十九錢を算するに過ぎぬといふても、勤勉努力他日大に其所得を增加し、進んで國債の悉くを吾等に於て引き受けて遣らうといふ大なる決心、大なる覺悟を有せらるゝであらう。けれども我蠶絲業には恐るべき勁敵が控へて居る、即ち品として最も恐るべきは人造絹絲にして、國として最も恐るべきは伊太利及淸國である、就中伊太利の如きは近時非常の熱心を以て蠶業の奬勵に努め、目醒しき勢を以て我に肉迫せんとして居るのであるから、我蠶絲業家は非常の忍耐と勤勉とを以て之に當らねばならぬ。

我邦現在の桑園段別四十三萬町歩、繭の產額三百六十萬石、生絲の輸出額十三萬俵を算し、近時の發達大に見るべきものあるも、尙發展せしむべき餘地は十分に存して居る、如何に內端に勘定しても今日の產額を三倍乃至五倍にすることは決して架空の希望ではなからう、果して然らば此希望を如何にして實現せしむべきか、本會が創立以降今日まで終始一貫唱導して止まざる處のものは實に此希望の貫徹に存するのである、幸に總裁殿下

聊か本會の誇るべき事業

時勢の要求と時代の缺陥は!!! 完全なる蠶業教育の普及と蠶業教育の整備也不完全にして而も價格の不廉なるは時代の要求に合格せず……世に講義録ありと雖も盡し吾意を得たるもの絶てあるなし

國家の向上國民致富の要素

講習生募集

(進まるゝ)入學の最好機(再び來らず)

專門大家 博士學士 二十四名講述

蠶業講義録(第二期)

學科及擔當講師氏名

蠶業通論 養蠶法 桑樹栽培法 蠶體生理論 蠶病論及消毒法 顯微鏡使用法 製絲法

東京蠶業講習所長 東京蠶業講習所技師 京都蠶業講習所技師 東京蠶業講習所技師 東京蠶業講習所技師 農商務技師 東京農科大學助教授 東京農科大學教授 東京蠶業講習所技師 京都蠶業講習所技師 東京蠶業講習所技師

農學士 農學士 農學士 農學博士 理學博士 農學士 農學士

本多岩次郎先生 土屋泰先生 横田長太郎先生 荒木武雄先生 辻幅太郎先生 明石弘先生 外山龜太郎先生 佐々木忠次郎先生 林騰作先生 石川準一郎先生 石居太郎先生

蠶業講義録(第三期)

繭蠶種生絲審査法 [illegible]物[illegible]理法 蠶業法規 野蠶論 △蠶業經濟學 △農業大意 △土壤論 △肥料學 ●家事經濟 ●育兒及衞生 ●栽縫 ●料理法

京都蠶業講習所技師 生絲檢査所技師 東京蠶業講習所技師 東京蠶業講習所講師 京都蠶業講習所長 文部省視學官 農科大學教授 農事試驗場技師 農事試驗場技師 東京女子高等師範學校教授 前東京府女子師範學校教授 東京女子高等師範學校教授 大日本製氷學會長

農學士 法學士 農學士 農學士 農學博士 農學士 農學博士 農學士

川島勝次郎先生 今西直次郎先生 町田穣先生 坂本家則先生 石渡繁胤先生 針塚長太郎先生 横井時敬先生 小林房次郎先生 大工原銀太郎先生 喜多見佐喜子女史 中島よし子女史 神田駿子女史 石井泰次郎先生

見本要望 二十四號 期間一ヶ年 本會々員 金貳圓 會員外 (全部千二百餘頁) 規則要望二錢を添へ申込むべし

本會之を憂ふる久し、多年企劃し始めて茲に完全なる智識の資庫を提供し而も破天荒の低價を以て時代の要求と缺陷とを補はんとす、斯様は紙上の講師氏名と實質に就て見よ([illegible])の學科

發行所 東京市神田區錦町三丁目十八 (振替口座東京一二〇六) 大日本蠶絲會

蠶絲業の將來

三井總理事
本會理事　益田孝

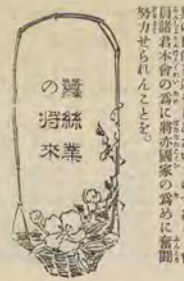

私が大日本蠶絲會の理事に就任したのは全く不適任であるといふことは、自らも承知して居る、蠶絲の事は更に經驗も無し、又學問も無い、只日本の爲には唯一の物産であるから大い奬勵しなければならないと云ふことを唱へた爲に、遂に此會に入會して而も役員となつて理事の職に就けと、會頭から推薦を受けて其地位を(ずとなりて其方斬)愧に堪へない、我々は假令此會に關係が無くても、我々は日本の爲に一臂の力を盡すことは當然の事であるけれども、此會に這入た以上は尚更自分の爲し能ふ丈けの事は盡す心掛である。

蠶絲業は何れの國でも當業者の爲に除り利益にならない業である、養蠶にも製絲にも敵多く人工を省く部分が甚だ少く、又桑に對して人工を要し、而も其製絲を賣却する迄には多くの資本を要する爲に、若し金利の高い國であれば其資本に率公を要する如きは當業者が漸次他の業に移り行く樣である、我日本の如く有利の高い國であつて、火山灰で埋められた地味が比較的米と桑に適して居る樣に、他の植物の生育せざる土地でも米と桑とは生育する樣である、全體が火山國なる爲か地味は世界の憂鬱なる國に比較して遜色なく、殊に養蠶は世界の市場で競爭する爲に生絲の如き世界の需要の市場で他國のものと競爭しつゝ、大に生産の發達を見つゝある譯である、從つて今日は米の次に位する産額となつて居つて今後も世界の市場で國家的に競爭する爲には此大なる品物に依る外なく、國運の發展も又之に依るの外なく、國運の發展も又之に依るの外なく、直接此業に關係あると否とは問はず滿腔の誠心を以て此の進歩發展を奬勵し、便宜の與へらるゝ限りは便宜を與へ當業者をして、其業に精通せしめ、運輸、金融、其他總ての機關をして此業の爲には特別の保護を與へて其利益を增殖することに努めなければならない、而して此業に關係ある者のなれば日本國中到る處に蠶業の增殖をして輸出貿易を現今數倍せしむることも容易であつて既に其進運を見つゝあるので、即ち我々は明に此事を事實に見るのである。

(世界の蠶絲需要)世界の人口の增すに伴つて益々增加するので、明治九年より十三年に至る五ヶ年間平均一四、六〇九、〇〇〇斤なりしも明治十九年より二十三年に至る五ヶ年間平均一九、一四〇、〇〇〇斤となり、明治二十四年より二十八年の五ヶ年間平均二五、二三七、〇〇〇斤、明治四十一年には三八、四一二、〇〇〇斤に增加せり、此世界の需用高に對し我國より輸出して供給せる高は明治三十一年四、九七〇、〇〇〇斤即ち世界の需用に對して九、一四七分二厘、又三十五年には七、二六、三〇〇斤にして世界需用高の二割二分六厘、明治四十年には一〇、五〇一、〇〇〇斤にして世界需用高の二割八分七厘に當り、四十一年には我邦よりの輸出高一二、三六八、〇〇〇斤にして世界需用高の三割二分一厘に當る。

之を要するに世界の需用が益々增加すると共に之に對する我邦の供給高も增加しつゝあるのみならず、我邦より輸出して供給する割合は漸次以て增加し今や殆ど世界需用高の三分の一を引受けるといふ有樣である。

此增加に對して人造絲の如き大に勢力を得つゝあるけれども是即ち生絲の要求の增加した證據であると思ふ、現に今日英國米の婦人の着物の裏は大體絹布を以てし居たが、富の程度の增したのと生絲の比較的安直に得らるゝ爲に絹の裏を付け始めると云ふ時期になつたと思ふ、緞羅巴市中に於ては下給の婦人が絹布を着て歩くことは稀であつたが羽二重を着て居る者を多く見掛ける樣になつた、此勢を以て推すときは、豫想外の需要を增すことであらう、人造絹絲の如きが勢を得れば得る丈け天然絹布は勢を得るのであるから此點は充分安心して其增殖を計つて宜しいと思ふのである、サウすれば世界より十億の金を日本に取ることは餘り遠いことではあるまいと思ふ、而して只其改良すべき點は佛蘭西の生絲業は既に減衰したので今日は伊太利の絲を以て僅に織物の縫絲として居つて、緞羅巴では未だ我日本の絲は(縫絲に使はる)程の地位であるから、愈々改良を爲し得て伊太利絲に代ることが出來た場合には我日本に得て所の金額は、若し縫絲のみならず、若し日本が斯の如き縫絲なるべき生絲を輸出し得る場合には伊太利の如きは今日ですら商業となつて居るのだから、遂に全然他の樣に移ることは當然であらうと思ふ、何となれば前にも言ふ如く、此業は何れに於ても除り利益がないので歐羅巴の如きに於ては立行かないのである、併し伊太利に於ては此業の衰頽を惜むものがないので、自然伊太利絲が存續して居る譯であるから、我々は努めて最良の絲を出して伊太利絲に代ることを勉めなければならない。

我國に於ても朝野一團となつて此業を奬勵すると云ふ氣勢になつたのであつて、又今

度政府が議會へ提出した所の蠶絲業法案も關する所蠶絲の改良及其業の增殖を計る爲であると思ふ、自ら其業に經驗なく又其業に從事しない自分は此法案に付て論議する資格はないので、寧ろ當業者が如何に此法案を觀るかを聞いて解得するの外は無いけれども必ず法案其者に付ては當業者に於て大に見る所があらうと考へる、自分は商業者として同業組合の如きは任意に起ることを希望する主義である、法律を以て强制的に組合を設けしむることは好まない論者である、是迄隨分强制的に設けさせた組合は澤山あるが是等が如何なる成績を擧げたかと云ふに恐くは是れが爲に費した金に對して利益は無かつたと思ふのみならず、實際サウであると聞いて居る、又此法案の中に三十五條の如きは自分が商人の立場として見るに、蠶絲業者の中に生絲賣買者を加へた爲に、橫濱に於ける生絲輸出者も內外人を問はず此法律の制裁を受けなければならない、此の如きは有名無實の法律に慣れて居る日本人は夫程此法案を見て心痛しないが、之を假りに英文に譯して外國人の當業者に見せたならば如何に危惧の念を起すべきや、寧ろ此の如き小吏の干涉を受けて迄も此土地に營業して居る必要は無いと思ひはしないか、他に說明があるか知らないが一讀した所では甚だ面白からぬ法文である、是等は今議會の開會中であるから立法部に於て大に討議される事と思ふから暫く立法部の考慮に委せることゝして善かれ惡しかれ斯樣なる法案が出て社會が大に此業に注意することになつたのは我々の喜びに堪へない譯である、尙ほ當業者の爲に惡しき所は修正し宜き所は助け幾して、大に此業に向つて貢獻される所あれば實に喜びに堪へない次第である。（二月中旬記稿）

桑の肥料に就て

學務委員 農學士 辻暢太郎

肥料は作物の食物であつて大切なものである位の事は誰れでも知つて居る事柄でありながら、桑に對して肥料の適當に施用せられて居らぬはドゥ云ふ理合のものであらうか、之には少なくとも次の二樣の原因があらうと思ふ。

一、資金の缺乏

二、誤解若くは無頓着

一は懷合の都合の惡い者であつて、桑に迄借金をする者がある、如何に都合が惡いといつても、夫程迄意氣地のない情ない者には決してならない、樣にしなければならぬと戒むるより外致方はないのである。

二には三通りあつて(甲)桑は偶々肥料を施さなくても相當の收獲があるものであるから、左程多く施す必要がないからと呪でもする樣に、過少に肥料を用ゆるものがある、又(乙)肥料を用ふる時期や一回の摘葉抔には一向無頓着で原料を安く手に入れたときには一度に多く施し、左もないときは無肥料で濟して置くものもある、或は(丙)肥料の効能の偉大なることを極端に信じて高價の肥料を矢鱈に過多に施用する者もある。

斯樣な誤解や無頓着は蠶絲業中でも桑樹栽培上の特有であつて之を起さしめる原因は桑の肥料としての標準とすべきものがないからである。

總て完全の標準を求むるには試驗をする必要があるが、桑樹栽培の試驗中最も必要なるは肥料の試驗である、此試驗は各所の土地に就て行はねばならぬのであつて、苟も蠶業を相當にする地方では少くとも各部に於て行つて、其成績によつて肥料の種類と施用量との標準を作るの必要があるのである、然し今日は其方法が困難だと思はれて、汎く行はれて居らぬのは甚だ遺憾の次第である、素より完全の試驗は容易に行はるべきではないが地方に於ける肥料に關する大體の標準を作る爲の試驗であれば方法も左程困難でなく、又經費も餘計には掛らない、地方によりて模範桑園を設くる所もあるが、之が出來る位であれば簡單な試驗桑園は容易に設置する事が出來樣と思はれる、

桑樹の肥料に就て最も注意を拂ふべきは種類と施用量である、桑樹栽培上此二點を過らなければ栽桑に大なる失敗はない筈であるが、多くは是等に無頓着であるから、設備は充分に見へても利益の作はぬ者が少なくない、今桑樹肥料の種類と適量とに就て余の思つて居る所を謂はしめば大體次の樣なものである、燐酸や加里の少量を含有する窒素質肥料が桑樹に適するものであることは今更ら事新らしく述べる必要もないが是迄の實驗に徵するに濃厚の肥料換言すれば、肥料成分の含量多いものよりも其含量の少ないものを多く、即ち通俗に謂へば嵩高の肥料を施用したる方が良好の成績を擧ぐる傾がある、是は一面には分量の多いものは平均に分配し易いから、自然畑の各部に均等に散布することが出來るのと、他面には嵩高の肥料は間接肥料の効も奏するので土地改良が行はるゝからである、此の桑園の土地改良と云ふことは特に注意すべきことであつて他作物の如く年々收獲後切株の土地に鋤き込まれるとのない桑園は、有機物含量の缺乏を來して、土地の理學的性質を漸々惡變せしむるか少くとも不良の理學的性質が永く維持せられて改良せらるゝに至らぬが故に、間接の功を併有する肥料は最も適するものと推知せられる、推積肥料抔は最も適當の肥料であつて、夫を多量に施し、耕耘を深く行ひ表土を漸々深くならしめるは桑樹の發育上至極佳良の成績を擧げることゝなる、其原料には馬糞敷藁、落葉雜草蠶沙、大豆粕、粕類抔の內地方に得易いものを二三推積し、時々人糞尿を注ぎ腐熟せしめて使用すれば結構である、又綠肥も窒素質の肥料として價値の多いものであるが間接肥料の効も共に奏する貴重の肥料であるから、桑樹には至極適して居る、然らば肥料の適量は如何なるものであらうか次に起る問題であるが刈桑桑園一反步より刈桑六百貫の收穫があるとせば、其れが爲に土地が失ふ處の肥料三成分は窒素四貫八百匁、燐酸一貫二百匁、加里三貫匁である、依つて之に丁度相當する堆肥、(廐肥二五〇貫、人糞尿三百貫、藁百貫、落葉百貫より成り、窒素四貫八百七十匁燐酸一貫三百八十匁加里三貫百八十五匁を含有す）七百五十貫を土地に施せば右の三成分の損失を補ふ然し施した肥料の成分の一部は地中深く流れ去り、又他の少部分は永く植物に利用せられずに殘ると見做すべきであるから、普通の所には此堆肥の分量の凡二割は餘計に施のが適當と思はる。即ち之は堆肥九百貫の施用となる。綠肥には大豆を桑園の畦間に播き其發芽成長した者を開花前に鋤込むが適當である、其大豆の分量は一反步に大約一斗が適量である。

蠶病豫防法の效果

學藝委員 農學士 芳賀權四郎

我國蠶絲業の發達が蠶種檢査法乃至蠶病豫防法實施の頃から特に長足の進歩を爲したればとて直ちに此の事實を捉へて之が原因を悉く此等法律の效果に歸せしむるは當らずと雖、而も亦之等の法令が間接直接に致したる效果の偉大なりしを確認すべき幾多の事實あるを知らねばならぬ。

時に或は原種の微粒子病毒步合の減退せざるを基礎として、蠶病豫防法の效果が豫期に副ないと謂ふものがある、成程蠶病豫防の成績を通覽すると、原種の病毒步合は去る三十四年以來一進一退の波動を呈して居る、之ては豫防法の效果が疑はれぬ迄も、豫防費百萬圓は甚だ高價なものであらう、併しながら是は是れ一應尤もなる議論の如くであるが實は皮相の觀たるを免がれないのである。

今春蠶、夏蠶、秋蠶とに概測して其成績を查察すると春蠶の病毒は規則正く、而も急激に減退して居るが、秋蠶は毫も減退の跡を認めない、此の原因は春蠶は其歷史が長くて種屋に經驗が多く、原種が系統的に精選せられて居るに反し、夏秋蠶同育は近來の急激なる勃興で製種家も經驗が淺く、原種も系統的整理が付いて居らないばかりでなく、病毒の多い夏秋蠶種の普通製種は殆んど顧みられない有樣で製種家に於ても勢ひ何んでも彼でも原種として製造するの已むを得ない現狀であるが故に、原種の一般的價値は甚だしく下落して其の病毒步合は勢ひ多大である、換言すれば夏秋蠶は春蠶に比し急速なる發達の途にあるが爲め之が蠶種は一時玉石を共にして供給せねばならないのである、而して此の現狀の事實は遂に春蠶種迄を帶累にして其價値を下落せしめたのである。

法律が力を注いで居る次ぎの蠶病は蠁蛆である。此の蠁蛆は蠶業の發達に連れて漸次其害を進め來つたが爲めに遂に製種業を中止せねばならぬと云ふ場合に立至つた地方も少なくなかつた、併し此頃に至りて再び復活の氣運を萠し來つたのは明かに法律の賜である、今之に關して具體的に輕減の程度を揭ぐべき材料を持たないのは遺憾であるけれども、蠶病豫防法に依り當業者の捕殺したる蠁蛆を見るに去る三十九年が三百二十五石餘で、次年が二百六十四石、其次ぎが二百七十五石餘で、四十二年には百六十一石餘の數に達して居る、亦以て被害輕減の一面の證據となすことが出來よう。

斯の如く蠶の勁敵として吾人の最も恐怖すべき歷史と事實とを有する微粒子病と蠁蛆病とに向て其慘害の甚だしからざるに先立ち、之を豫防し、救濟し得たる以所のものは一に法律の效果と認むべきである、是をしも尙認めずと唱ふるが如き者あらば、其は徒らに破壞的言論を弄び以て快とする者に非ざれば全く之が眞想を究めざる者である、又蠶絲は單に海外輸出の額のみにても實に一億數千萬圓の巨額に達し、其盛衰は直に國家經濟の消長に關する一大生產業である、此生產業に對して疾弊なり、除害なりの事實が現はるゝ方法に向て區々百萬圓や二百萬圓を吝むが如き者あらば所謂一文吝みの百損の譏を免がれないのである、近く關係法律改廢の機運に際會し、敢て思出のまゝを草したのである。

家庭と蠶絲

實踐女學校長 下田歌子

吾が邦は太古より、蠶桑の事を以て、女子の最大要務となし、神代の昔、既に皇祖の大神は機殿を設け建て給ひ、侍姫をして之に與らしめ給へるよしを記せり。降りては、雄略の皇后機嬢、掖庭に蠶室を開きて廣く斯道を奬勵し、且親ら之に從事して、日夜勤勞せさせ給ひしことは、載せて、當時の史書に在り、況んや現時聖代に至りては、皇太后の青山御所に御蠶種を召し、女官をして之に勞かしめ、且御親らも、常に玉步を枉げさせ給ひて、指導あらせ給ひしより此方、やんごと無き御方々の、屢々、斯道を奬勵せさせ給ひしことは、普く世人の知る所なりとす。

又、從來、諸侯在藩士人の家は、後園に植うるに桑樹を以てし、夫人、息女は常にその婢僕を使役して、蠶を養ひ、絲を績ぎ、至親至愛なる、親、夫、及び子女の爲に、衣を製し、裳を作り、其の自己の手に成れるものをして、他の用たらしむるを以て、一つの誇りとしたるが如きは、寔に一つの美風と云ふべし。

當時、士人の家では、深く禮節を重んぜるが故に、彼等が外に出て、他に接する時は、嚴かなる制規の禮服に、能く其の威儀を整ふることを苟もせざりしにも關はらず、其の家に居る日の多くは、日常の家事の任務に汲々たるの中に於て尙且、蠶絲の業に盡したる者、亦甚だ少なくなかつたのである。

飜つて、現今の家庭を見れば如何、社會の進步は、家事の複雜と、社交の頻繁とを來たしたりとは言へ、化學の進步は、また能く、宇宙の氣體をして捉へ來たりて、吾人の使役に服せしめ得るの今日、薪水の勞力を省くこと、實に誠に少からず。年少の女子が、其の家庭に於て務むる所、將に古人の勞に遠く及ばないのであるから宜しく彼等をして、既此奮勵せしめねばならぬ、其の道如何他無し、彼等年少の女子をして、まづ其の蠶絲の業の國家の富源を增進することに於いて、最も重大なる關係を有するものたることを知らしむべし、去る四十二年度統計の示し居るを見れば、生絲の貿易の金額、實に一億二千四百二十萬圓餘に達せり、客歲は又其額を增加せるや疑ひ無き所とす如斯强大なる國產中唯一の業をして、ひとり、專門家の奮勵にのみ俟つべきあらんや、宜しく、戶々人々、互に勵み、深く務めて、以て、上は現代皇室の、斯道を奬勵せられたる聖旨に添ひ奉り、下は從來、士族の家庭に、斯業を勤勞せしを思はゞ、數畝の空地も、之を耕耘せば能く數株の桑を植うべく、寸陰も之を善用せば、能く數枠の蠶種を掃くを得べし乃ち、其の家庭の養蠶なるもの、收穫に於ては、僅かに家人の衣服の料にだに供するに足らずとするも、吾が國蠶業の大切なる、他の事業に勝ること萬々なるを知り、又其の婦人が天職中緊要なる一部たることを覺らしめば、專門家諸氏の奮勵を促すの力に於いて、決して、僅少で

ないことを信ずるのである。況んや、其の蠶を養ふが爲に、桑を摘み、家を掃ひ、器を整へ、絲を製し、知らず〳〵、身體四肢の運動を敏活ならしめ、其の體力增進に稗益すること、亦誠に少なくないで せう且其の蠶兒の卵を出でゝ、日々に益々成長し、絲を吐き、繭を作る、獄を見て、倦く其の趣味を感ずるに至らば、遂に他に之を禁ずる事情あるとも、容易に廢止せんとするを欲せざるに至らん。凡そ物を捨てゝみて其の成長を悅び、事に從ひて、其收穫を樂しむは、女子が資性と天職とに適合して、最も好果あるを見る。希くは、各家庭の婦人の、通常家事に從ふの餘力を以て、試みに、蠶絲の業に意を留められんことを。

養蠶家弁に蠶絲家に一言す

本會評議員　若尾幾造

目下我國に於ける重要の輸出品中、其第一位を占むる蠶業蠶絲に就ては、余の挨拶する所に依れば、蠶業者の苦心經營の結果、四十年以來今日までの進歩は世界に其比を見ざる所なり、之が詳述するは一利一害に比して、未だ安全の利益を收むる能はず、國家の爲め實に憂慮とする所なり、之が詳述するを以て今茲には當業者の最も注意すべき概要のみを左に述べむ。

一養蠶家は桑樹の輪培法に務むること、（此輪培法に就ては其詳細の說明書は手元に有之希望者へは御通知次第進呈す）

一養蠶家は其土地の風土に依り原種の孵一を錄ること、

一養蠶家は一ヶ年に四回の養蠶を爲すこと、其飼育種類は春蠶、早夏蠶、春夏蠶とも云ふ）夏蠶、秋蠶、晩秋蠶（霜下蠶とも云ふ）の五種とす、此晩秋蠶は地方の風土上飼育不能の場所あるべく、斯る地方に於ては早夏蠶を可とす、

一養蠶家は蠶の早播を嚴禁すること、

一養蠶家は蠶の飼育法に依り其後十ヶ年を經過する時は我國現今二億圓の收入は三億圓に進すること、疑なかるべし。

一製絲家は早播繭の買收を全廢し、且つ乾燥を適度ならしむること、

一製絲家は繭の銀爭買ひと、製絲の銀爭買資を爲さざること、

一製絲家は工女の雇入に付銀爭の弊を防止する爲相當の取締規約を設け（未だ之を設けざる地方）完全に之が實行を爲すこと。

蠶兒强弱の鑑定

學士　東京蠶業講習所技師　土屋泰

蠶業が蠶兒の飼育を強健に育て上げることは、多くの蠶種を防ぐ上に於て、最も緊要の事柄である。と同時に、蠶の體質の强弱を知ることも頗る大切のことである。まりながら輕便に且確實に之を知ること方法のないは其だ遺憾である、試驗的に體質の强弱を調査する方法として、病原體を添食して之に感染し發病する歩合を見ること、溫度の劇變に逢はして被害の程度を調査するとか、桃食して生命を保つの長短を調査することか、種々方法はあるけれ共單に其狀況を見て强弱を鑑定する方法は、困難で且不確實である、然れ共多年蠶に接し、精密に其狀況を觀察すれば大要はは窺ひ知ることが出來る、御參考迄に鑑定に就ての概要を述べましよう。

（一）大體に就ての鑑定

一發育の齊否　大體に於て蠶は揃ふて發育し、眠起が齊一なれば强健である、之に反し何等の病兆はなくとも、蠶體が大小不同で、眠起が不齊なれば、不健康の兆候である。

一食慾の振否　食慾が盛んで常に與へる桑を殘りなく喫ひ盡す樣な大食の蠶は强健である、若し給桑量を加減しても毎に殘り桑の多い樣な蠶は弱いものである。

一蠶體の色澤　是は恰も春々の血色と同じことで、其良否は體質の强弱を現するものである、但皮膚の色澤は種類に依り各異なるから一樣には云ひ難いけれ共、白い蠶は白いなり、黑い蠶は黑いなりに、其色が冴へて鮮明でなければならぬ色澤の冴へが悪しく不鮮明なるは、弱い蠶である。

（二）特兆に就ての鑑定

一毛振ひ當時の狀況　平均七十度位の溫度で飼育すれば、孵立から三日目の午後か、四日目の午前中に毛振ひを現すと稱する時期に達する、此際の狀況を觀察すれば、概ね其蠶の作柄の豐凶を卜することが出來る、如何にも毛振ひが最も良く判る時は、蠶の發育の良否が、最も良く判る時期である、此際は蠶の第五環節から上の部が漸々白味を帶びて、蟻蠶のときの毛が一寸見へなくなる。此白味を帶ぶる程度が一樣であれば、强健の兆である、若し白い程度が二種にも三種にも區別があり又全く毛の見へぬもの、少し見へるもの、良く見へるもの等、其程度が二種以上に隔絕しても三階級もある樣では、豐作はせぬ蠶である、故に養蠶家は此際の狀況を良く觀察して、甚しく不良なるときは放棄するが得策である。

一就眠前の狀況　饕食期を過ぎて皮膚に潛澤を帶び、蠶が稍かに太く短かくなつた樣に肥へて、脂肪が充ちて來るのを催眠の兆候と云ふ、此兆候が著明に現れて、而も未だ眠らず一寸此狀況を持して居る樣な蠶なれば健全である、之に反して催眠の兆候が明かでなく、未だ蠶體の現るゝ樣な蠶は、總て弱い蠶である、赤絲系の蠶は赤く、青絲系の蠶は白く、其色が鮮明で、體軀が良く肥へ、又十一二の兩環節が太りて居る體格なれば、第九、環節以上を殆んど直立して居る樣な眠蠶は强健である、之に反するものは不健康である。

一起蠶の狀況　頭部が大きく、體は長く、十一十二の兩環節が細く痩せた蠶は弱い、又肛門に汚れのあるは病兆である、汚れは なくとも唇部を觸く摘むと、蠶色の汁を出すものは軟化病である、斯樣の蠶が一割も續りて居ては見込はない。

一食桑の狀態　食桑期の蠶が尋常の頃合ひに給桑して食桑せず頭を上げて桑葉の中で、休止して居る蠶があれば、蠶ふべき兆候である、双蠶健なる蠶

は、給桑後食休みする迄は、桑の上に出て居り、下方より食するものである、然るに給桑後直に上に出て食桑する蠶の多いのは、嗅い兆候である、又食休みのとき眠蠶の姿勢と同様に頭を上げて休むものは宜しくない、頭を上げずに長く平伏して居る蠶は、強健である。

此外全た強健の列る兆もあらうが紙面に限りがあるから是丈に止めます。

如何にせば生絲の改良が早く行はれるか

横浜生絲
巻者 伊藤富治郎

何か意見を發表して與れとのことであるけれども、差當り考へ付た珍案もないが、今海外需要地に於ける本邦生絲の批評を謹じ信用を厚くする爲に、生絲製造家に希望したいことは豫て或製絲家に一寸話した事もあるが、製絲家各自に於て自ら造り上げた生絲を自分で荷造りなし、需要者に供給する樣にしたいものである。トコロで製絲家に於て荷造りをなすには之を貿易者に據つて行はれてある仕事の一部分をなす目的で自重し、自

分が需要者となる一點の批評を容るゝ事能はざる確實なる生絲を造り、尚ほ品質を捕へ輸出向に荷造をして横濱市場に送り、任意の手續を經る迄、無論荷物には自己の商標及必要なる説明書を添へるのである。

今日行はれて居る取引方法では、製絲家より貿易商の方が直き實任を負ひ、需要地に於て拙雑が起る時は相當の方法を以て處理するのである。

故に各製絲家に於て責任を持つ事に成れば直接自己の損益に關係する事から、改良も早く行はれて、從つて拙雑も陳ら自然生絲貿易の基礎も鞏固になるであらう。

要するに製絲家は自己の生絲の品質に就ては何ほど迄も責任を負ふて需要者の嗜好に適する生絲を製造せば、今日横濱に行はれて居る多くの手數を省くことが出來、從つ

て彼我の利益を増すこと多大であらうと思ふ。

生絲檢査の話

帝國蠶業試驗所長
生絲檢査所長 今西直次郎

我國の生絲檢査所は去る明治二十九年八月の創立であつて、歐洲に於ける各蠶絲業國の蠶絲檢査所に倣ひ、生絲の品質及び其中間に介在して最も公正に生絲の品質を明らかにすることを司つて居るのである、只稍か其範圍を擴張する點は其檢査成績を沢く全國の當業者に示し生絲改良の資に供し所謂殖産興業的目的をも兼ねて居ることである、寧ろ此點に重きを置かゝのである。

檢査所も初めは何分當業者が其性質や効用を熟知して居らなかつたので、其處で檢査所の方からも色々と勧誘したものであつたが併し年月を經過するに隨ひ其効益を感知するものが漸次加して來て終には蠶谷の休憩を告げ又は設備の不足を訴ふる樣に成たのである、之れが爲めに數回の增築擴張を行ひ今日にては大分規模も宏大となり有名なる外國の檢査所に比較しても殆んど遜色なきまでの地位に進んだのである。

今より百數十年前にありては彼の歐州に於ても我國に其樣な水分の點に於ては常に問題なる取引を了す事も尠なかつたのである、之れが爲めに斯業の發達を妨げる事は實に大原因は生絲の實質を檢査し其結果に基き其精粗を判別するの機關なきの故すなることを憂したのである。

而して伊太利に於ては先づ同國チュラン府に於ける蠶絲檢査所を創立したが之れが世界に於ける蠶絲檢査所設置の嚆矢であつて實に千七百五十年(我寛延三年)の事である、佛蘭西では千七百八十年から里昂府に於て檢査を開始したが爾來各國とも其効果を奏するを視て生絲の取引上に於ては蠶絲檢査所は實に必要缺くべからざる機關であることを悟つたのである、茲に於て續々として之れが設立を見今日に於ては世界各國を通じて三十有餘所の多きに到つた、我國に於ける生絲檢査所の設立も亦此理由に基いたるに外ならざるのである。

而して是等檢査所に於て生絲を檢査する事項は原量、正量、品位(再繰)、繊度、強力、伸度、等を含む)繊減等である。

一、原量檢査

梱、紙物、金巾袋、結絲、帶紙、包紙、商標等の量を引去り正味の目方を檢する事である。

一、正量檢査

原量たる正味の量目より更に生絲に含蓄する水分を除きさき無水量を求め之れに一割一分の公定水分と稱ふる一定率の水分量を加へて算定するものである。

一、品位檢査

再繰として一定數の生絲を同一速力に一定時間之れを繰返し其間の斷數を檢して工女一人の稽當該數を推定することゝ、繊度として生絲のデニールの細太粗否を檢することゝ、銘節として五百メートルに對する大節、小節の數を檢査することゝ、其他強力として生絲の強さや伸度として伸びる力を檢査するので

ある。

一、練減檢査　生絲の精練前後の無水量を比較して練減の步合を檢するのである是等に就ては尙詳しく述べたいと思ふのであるが今は其餘地がないから茲には之丈で止めて置く。

桑樹害蟲の驅除

學藝委員　農學士　明石弘

桑樹を害する昆蟲は其種類多く、葉を害するもの、枝を傷くるもの、幹を損するもの等種々あるが、桑樹が葉を目的として栽培せらるゝ以上は直接被害の目に付くものは芽葉を侵害する昆蟲である、今や此等の害蟲類は低温の爲め其發育を休止し、冬眠をなしつゝあるが、一旦春暖の其活動を自由にし、桑樹の綠色を帶ぶるに至れば忽ち危害を之に加へんとして、準備して居るのである、試みに此等害蟲類の越冬しつゝある狀態を調べて見ると、或は枝幹に產附せられたる儘卵態に在るもの、或は繭内に蟄し、又は土中に潜入して蛹態に在るもの、或は枝幹の裂隙枯葉堆積の間に隱れて幼蟲態に在るものがある、而して甲蟲類二三の例外を除けば、害蟲類の加害を逞ふする時期は幼蟲期である、故に蛹態を以て越冬しつゝあるものは春季に至り成蟲となり產卵し、之れより孵化せる幼蟲が初めて加害をなすもので、其時期遲く、又卵態を以て越冬しつゝあるものは春季直に孵化すと雖も未だ幼稚にして其侵害が著しくない、然るに或程度迄發育を遂げたる後幼蟲態を以て、越冬しつゝあるものは早春より加害を初め、貯へたる食慾を一時に滿さんが爲め、非常なる勢を以て食害を逞にするものである、隨て桑樹の側より觀察せんに將來新梢を形成すべき幼芽を食害せらるゝのは發育後に於て十數葉に等しく其被害は實に大なのである、是を以て幼蟲態を以て越冬し、早春より直に食害を逞ふするものは栽桑家に取りては最も恐るべき害蟲なのである、即ち枝尺蠖、葉蟲、金蛅蟖の如き此例である。

此等恐るべき害蟲類は如何にして驅除すべきものであらうか、早春其食害を初めんとするに當り、一々之を捕殺するもよいが併し若し此等を冬期潛伏期に於て捜殺することが出來たならば至極便利ではあるまいか、養蠶準備に忙がしい貴重な時間を害蟲驅除に分割する憾がないではないが、今此問題を早く以前に於て枝尺蠖、葉蟲、金蛅蟖の如き害蟲は冬期如何にして潛伏するかを研究して見よう

予が嘗て調査した所に據れば此等害蟲は枝條の結束せる部分に殘つて居る枯葉の間、刈株面に堆積せる枯葉の下、枝幹の裂隙、刈株の凹凸せる部分等に潛伏して越冬するものなることを知つた（調査の詳細は東京蠶業講習所蠶事報告第三十號に載せてあるから參照せられたい）故に予は茲に桑樹害蟲殊に幼蟲態を以て越冬し、早春より加害を逞ふする枝尺蠖、葉蟲、金蛅蟖の如きものに對しては冬期驅除の効果あるを認むると同時に其最も便法なるを信じて疑はないものである、今其方法として左の三法をお勸めする。

一、一時枝條の結束を解き、其部に殘存せる枯葉を掻き集め、之を燒却すること。

二、桑園に落散りたる枯葉、刈株面に堆積せる枯葉は之を掻き集めて燒却すること。

三、枝幹の裂隙刈株面凹凸の間を搜索し、若し害蟲を發見することあれば直に之を滅殺すること。

倘冬期は害蟲群接するを以て驅除の効果を收め易く、又枯葉燒棄は桑樹病害豫防上亦効果少なからざるものである。

風穴蠶種の貯藏に就て

學藝委員　東京蠶業講習所技師　横田長太郎

風穴貯藏の事は目下研究其緒に就いたばかりで、解決の着かぬ問題が頗る多い、加之其の講究すべき事項は入穴前の保護、入穴の時期、貯藏温濕度、所要空氣量、及出穴後の保護等の事に亘り、倘温度に在りても、高低と期間及其の變化との關係もあり、又發生の良否と蠶兒の發育及繭質の良否との關係が一樣でない場合等もありて、甚だ複雜であるから、全般に亘り詳述するは容易なことではない、當夏秋蠶部に於ては水井氏が主として此事を擔任して居らるゝが今日迄に得たる成績の概要を述べましやう。

入穴前の保護　に當り最も注意すべきは蠶種を高温に遇はしめぬことである、入穴の時期はその年の氣候及び風穴温度の如何等を參酌して適宜決定すべきものであるが、夫迄は可成低温の處に置き、少くとも四十度以下に保たしめなければならぬ、高温に遇はしむれば死卵を生ずること多く甚だしきは全部不發生に終ることがある、而して接觸する温度が高き程時期の遲き程、又期間の長き程被害の程度を增加するものである、故に最も恐るべきは一二月の交頻繁に且數日に亘りて來る不時の暖氣である、かゝる場合には極力暖氣を防ぎ、努めて倘及ばざる時は少しく入穴時期を早むるが安全である

入穴中の温度　貯藏温度は、期間の長短を問はず三十二度より三十六、七度の間を以て最も適當と爲すが如く思はれる而して此の適温の兩極何れに近かしむるに利あるかは、各得失ありて容易に決し難いが、三十二度は三十六七度に比し稍長き貯藏に堪へ、且つ繭質優れる樣である。

貯藏期間短き場合にありては、前記温度より低きも倘貯藏に堪へ得るもので、六月中旬頃迄は大なる惡影響を受けない、又適温より高き四十度位の温度では同じく六月中旬頃迄ならば發生良好である、然し蠶兒の發育收繭品質等は前者に比して劣ることは免れない、而して一般に期間短き場合には貯藏に堪へ得べき温度の範圍が廣く、期間長きに從つて狹くなる、又假令適温に於ても貯藏期間の長きに從つて不良となるの傾向がある、然し期間の長短と被害の多少は精密に比例するものではなく、或る期間を越ゆるときは著しく被害の割合を增加するものである。

温度の劇變は、之れを避くべきは無論であるが、その被害の程度は變動の時期と期間と温度の高低如何によりて差異あるものであるが、概して云へば其昇降の差甚だ大ならざれば其期間二十日間位にては凡ての點に大なる影響を及ぼさないが、四十日以上に亘る時は成績概して不良となるものである。

出穴後の保護　從來出穴後直接高温に出して催青するを可なりとする者と、温

度を運進せしめて傳布するを可なりとする者との二說あつたが、試驗の結果によれば外氣八十度内外なる時は前說に據るも差支ないが、八十度以上なる場合には由り後五六日間六十度内外の溫度に置き溫度調節するものにありては、日數に準じ蠶種に充分なる空氣を與ふることに注意しなければならぬ。

製絲家に管理者の眞に必要なることを知らしむるの急務

農學士 東京蠶業講習所教授 石居一郎

凡を如何なる種類の工業たるを問はず、苟くも之が經營の任に當る者の最も考慮を要すべきは、其事業經營に缺べからざる適當なる管理者を、其事業經營に適當なる管理者は、全く業家に忠實にして、然かも能く其事業を明かにし、自らも技術者たること能はざるも、能く技術の性質を了解し、技術の進歩發達を期する點に於て遺憾なく、又經營の方針に通じ、其職務に關し、其他一般の施設經營につき意見算なく、又は職工の取扱に關し、富なる學識と經驗とを兼ねたる者になる要す。要するに學識經驗に富め管理者を得るに非ざれば工場の經營を完ふすること能はず、換言すれば、機械、職工其他工場に於ける一切の物の效率を高め生産費の削減を圖るは適當なる管理者の力を俟ちて始めて行はるべきなり、今我國製絲業經營の狀況を見るに其經營の適當なる管理者を使用せざるに起因するもの多しと言はざるべからず、是れ未だ我國製絲家の工場經營に對する智識の乏しきを證するものにして、單に製絲家自身の損失に止まらず國民經濟上非常なる損失として適當なる管理者を置かざるの小數にして、多くは所謂看板に青しき者を置きて工場の管理に充つる者あり、然かも如斯無能力なる管理者は事實工女に使用せられつゝある如き觀を呈せり。

農學士 東京蠶業講習所教授 荒木武雄

蠶病の消毒

現今多く行はれつゝある蠶病の消毒法はフォルマリン消毒と蒸汽消毒との二つであるが、二者共に長所もあり短所もある。先づフォルマリン消毒の方から云へば、殺菌の力は強く大なるに拘はらず人體に及ぼす害比較的少ないのが長所で、溫度の高低によつて殺菌力に强弱があり、火力を用ひた時と用ゐぬ時とは、同じ溫度でも効力に相違を來すべきなれ、(二)密閉して始めて効力が顯はれ、隙間があれば効力が多いが、又効果が少いのである。(三)臭氣が甚しいので清毒するに場合に困難なり、(四)フォルマリンは中に含有する有効成分が能く蠶の體内に滲入し、又價格も廉いが、購入及使用に不便である。

蒸汽消毒の方は沸騰點迄熱して、或る期間置けば大低目的を遂ふことが出來て、素人にも能く實行はれ易いのが長所、(二)人夫と燃料を多く要して比較的高價となり、(三)又この消毒をやれば器具の損ずることが短所である。惟てこの二者の長短を比較するに、前者は人夫燃料多く、後者は器具に傷損して不經濟なるが如し。

蒸汽消毒は人夫燃料多くて到底不經濟なり若し製絲家にして今後工場管理の急務たるに想到する處なくんば、我國製絲業の前途思遠して如何彼の清國てふ大敗を喫して能く世界の市場を飛翔することを得んや、見よ近年次國絲に對する米國其他の機業家の需用加はり來たるを、若し本邦生絲にして清國生絲の爲めに其販路を縮少せらるゝに至れば製絲家の純益に至大の影響を及ぼすべきを俟たざるなり、然而當に清國生絲は滬を來に就ても亦考慮を要するものあり、是れ吾人が我國製絲家の速かに適當なる管理者を採用して管理の實を擧げ、精良なる生絲を製し、以て伊佛の生絲に對抗する覺悟なかるべからざるを論ずる所以也。

ざるの觀あり、斯くの如き管理者を用ひて到底無理の究きを望み難きは明かなり若し製絲家にして今後工場管理の急務たるに想到する處なくんば、我國製絲業の前途思遠して如何彼の清國てふ大敗を喫して能く世界の市場を飛翔することを得んや、見よ近年次國絲に對する米國其他の機業家の需用加はり來たるを、若し本邦生絲にして清國生絲の爲めに其販路を縮少せらるゝに至れば製絲家の純益に至大の影響を及ぼすべきを俟たざるなり、然而當に清國生絲は滬を來に就ても亦考慮を要するものあり、是れ吾人が我國製絲家の速かに適當なる管理者を採用して管理の實を擧げ、精良なる生絲を製し、以て伊佛の生絲に對抗する覺悟なかるべからざるを論ずる所以也。

と、なつて居る、蠶は如何に大切なものだと云ふた處が人間以上の待遇をする必要がないではないか。

第二に消毒の薬品にして今一層安價で有効で仕易くて都合のいゝものを見出して貰いたい、若し其の藥品にして毒物であらうとも構はないと思ふ、大阪ではペスト豫防の爲めに亞硫酸を各戸に配置したが、百萬の人間の内で之が爲に命を縮めた者は殆んどなかつた、大阪には學者もあるが、無智の者も少くない、然るに結果右の通りとすれば有効の良品であるが、毒物で危險であるから、養蠶家に奬めることが出來ぬなどゝ云ふのは餘り養蠶家を見縊ッた馬鹿にした話してないか、又毒物でも郡役所、村役場、團體等に於て備へ付け、養蠶家へ渡す時分に一定の度まで稀釋してもいゝではないか、要するに將來の消毒劑は毒物でも構はない、他の要求條件に合格した物ならばよいと云ふ考へて研究してもらひたいと思ふ。

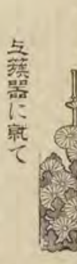

上蔟器に就て

本會技師　加藤知正

蠶兒の飼育に深遠なる經驗と智識とを有せらるゝ養蠶家に對して吾輩別に謂ふことはないが唯上蔟の一事に就て注意を促したいと思ふ、其故は蠶兒の飼育に隨分熱心せらるゝ養蠶家も、一度之を上蔟せしむれば吾事既に終れりといふやうに温度の加減や空氣の流通等には毫も意を用ゐぬ者が多いのである、故に上蔟中の不注意より生ずる損害は全國に於て、一春蠶期のみでも約二千萬圓に達するといふことである、之は何を標準として計算したのか餘り信も置けぬが、兎に角上蔟中の不注意に依りて招く損害は多大の額に達するのであらう、されば養蠶家たる者、努々上蔟中の注意を怠る可らずであるが、吾輩此上蔟に就て特に養蠶家の注意を請ひたく思ふのは上蔟器のことである、如何に温度かドウの濕度かドウの光線だは空氣だはと騒いて見ても、大切の上蔟器に何等注意する處なくして其不完全なるものを使用するに於ては、彼の同巧繭や汚染繭や不正形繭、屑繭等を減ずることが出來ない計りでなく、タトへ其正繭と稱するものも光澤解舒不良となりて其繰絲上に於ける品質を劣惡ならしむることは夥しいのである、養蠶家たる者豈上蔟器に就て充分の選擇を爲さずして可ならんやである、

而して現今養蠶家に使用せらるゝ上蔟器は、蜈蚣蔟、島田蔟、カンナ蔟等藁を材料とせるものが大部分のやうであるが、併し世には上蔟器の種類が甚だ多く明治十八年以降特許を得たるものが八十餘種あるし實用新案三十餘種の多きに達して居る、夫れ如此の上蔟器の種類は多いけれども、廣く當業者に使用せらるゝものは實に尠いのである、之は全く之等多數の上蔟器が徒に理想上の考案に走りて實用に適せぬ爲であらうか、否吾輩の所見を以てすれば、多數、上蔟器の中には隨分實用に適するものもあらうけれども、養蠶家が之を知らずに居るのではあるまいか、養蠶家が知らずに居るとすれば、成るべく之を知らしむる方法を

講ずると共に、上蔟器選擇の標準を知らしむるといふことも必要と信ずるのである、而して今玆に上蔟器選擇の標準を示せば

（一）光澤解舒を善良ならしむるもの

（二）同功繭、汚繭不正形繭の生ぜざるもの

（三）永年の使用に堪ゆるもの

（四）貯藏、運搬、使用に便利なるもの

（五）原料豐富にして經濟的なるもの

（六）容積の可成大ならざるもの

（七）地方的に限らず一般に使用し得又老幼婦女子の取扱に容易なるもの

以上の七項を具備するものならば先づ完全のものといはねばならぬ、此頃橋本鎗吾氏の發明に掛る上蔟器の如きは或は以て此資格を備ふるものではあるまいか、兎も角養蠶は上蔟器に一層注意を拂ひて依て以て養蠶經濟上の効果を圓滿に收めらるゝ樣注意せられたいのである。

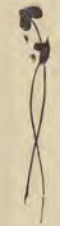

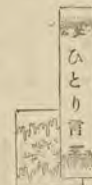

夕星子

【貧民救恤と帝國座】 內帑の資百五十萬圓を割き貧民救恤の資に供せられ給ふ、仁慈至愛、一視同仁の御心を拜し奉り六千萬の赤子皆感泣恐懼す　富豪俄に騷ぎ立て、御心に添ひ奉らんを期すと、後れ馳せにも馳けたるはよし、今や觀光團の爲めに日本を代表すべきものなとの指督の下に帝國座成る、成るもよし、資帝國富豪の代表的看板の轉倒せるを吾人惧づ

【蠶絲業法案】 同案は去る二日下院を通過す、通過せりと雖も原案通りに非ず、多少物議の種たりし第十八條の地方長官の制限權は、第二項の但書となり即ち地方長官に其制限を許可する場合には中央審査會の諮問を經るを要する普通記錄に改正置けりと、シテ見れば識者の憂ひたる極端の鎖縣主義は散發さるゝことになるので、此の分ならば局部地方に恐慌を來す憂ひなく統一の實を舉げ得らるゝならんとは、巷の噂さ

【工場法案】 愈々同案も同日下院を通過せり若し夫れ之れが實施せらるゝに至らば、我國工業上に一進歩を劃すると同時に工男工女は法律に依りて保護せらるゝは勿論、其精神が工業其者の愛念を養ふに在るなり以て製絲業上に取つても喜ばしき結果を表はすべく、人權擁護上は云はずもがな――左れども、國家が工男女を優遇する途を開きたればとて工場主が此の精神を倦み國家の力に依り斯くせざるべからざるに立ち至りし過去の實狀を繙へて、懇安の方法を充分に今より講ぜざれば、悔ゆとも及ばざるの秋に際會する恐れあらずとせずと乞ふ熟考警醒せよ

【スキンナー氏の工女感】 本會に於て工女の懇安の途を講じ永年勤續せる工男女を表彰し獨特來益々此の方面に一半の力を致すと聞くや、一昨春來朝の折五百金を工女奬勵資金として本會に寄附せらる、彼れは米國式也トモすれば貿易上大切の生糸を造り出す工女を輕かに輕蔑して、アタノ沸なエラがる邦人には得てあり勝ち也然るに、勞働者所謂工男工女の手を藉るに非ずんば如何なる大生產も途絶する、識中の消息を夙に解し本會の旨趣を直ちに賛せられたるは感ずべきにあらずや

天下の富豪、一夕の晚餐に數百の金を投じ、又、々たる幅に萬金を投ずるの士ありと雖も萬來米貨の資に窮々として大生產の勞働に與る人々を懇安せんとするの士夫れ幾人ありや――嗚呼大國民の――大標度とは――鼓の一筆一笑を買ふの意?――我懇望を滿足せしむれば是るの意?――咄叉咄

【假名遣と國定教科書】 最近假名遣屢々變更せられ、學童迷を生じ滿足に義務教育程度の素想を發表し得るもの少し兒童の腦力を過度に使ふみ惡せんとして之を改訂し以て兒童の能力の發達を保護せんとする意?或は六ヶ年を創る間に有てなしにてなしと諒ぜしめ以て腦力を保護せんとするの意?孰れも又予も近く國定教科書の近間問題出づ――人云ふ國定教科書とは兒童を迷はしむる勿に國定にせるにや――少くも端の噂ありと雖も我に然らずと否定するの材なくして我に斷定の材あり――宮斯くして當局が幾十の寄與を時の社界に殘さんとする意なるや疑ふ、何々博士、何々某何の價値が社界に在る、餘事なれども兒島高德を減殺して日本は幾干の効果を時代に興ち得る嗚呼世は開け、開けて末となりぬるかな

明治四十三年度經常部決算

總收入	金五萬四千六百六拾參圓六拾六錢七厘
內譯	
會費	金參萬八百貳拾圓貳拾六錢五厘
會報、講義錄代及廣告料	金貳萬壹千參百參拾圓七拾七錢七厘
內	
會報代	金壹萬四千百九拾五圓四錢貳厘
講義錄代	金壹千九百貳拾壹圓拾貳錢五厘
廣告料	金五千貳百六拾四圓六拾壹錢
雜收入	金五百拾貳圓六拾貳錢五厘
內	
雜收入	金貳百拾八圓參拾壹錢五厘
預金利子	金五拾參圓參拾六錢
家屋貸貸	金貳百參拾圓九拾五錢
操越金	金貳千圓
總支出	金五萬四千六百六拾參圓六拾六錢七厘
內譯	
事業費	金壹萬七千四百貳拾四圓八拾錢壹厘
內	
印刷費	金壹萬貳千九百五拾四圓參拾六錢壹厘
集會費	金壹千四百六拾四圓四拾五錢
賞品調製費	金七百九拾壹圓四錢
徽章調製費	金貳千貳百六圓拾錢
廣告費	金八圓八拾五錢
俸給及諸給	金七千六百八拾圓六拾六錢五厘
內	
俸給	金五千六百八拾壹圓貳拾六錢
報酬及手當	金壹千七百貳拾五圓九拾七錢五厘
傭人料	金貳百七拾參圓四拾參錢
旅費	金壹千九百四拾七圓參拾參錢
通信運搬料	金參千四百參拾參圓參錢
內	
郵便電信料	金參千百七拾五圓六拾參錢五厘
電話料	金九拾六圓五拾錢
運搬料	金百六拾圓八拾九錢五厘
備品及雜費	金貳千百參圓七拾八錢五厘
內	
備品費	金貳百八拾八圓壹錢
公租	金九拾參圓四拾六錢
借地料	金四百八拾六圓
修繕費	金九拾九圓四拾八錢
保險料	金百七拾五圓五拾錢
給水料	金七圓四拾壹錢
官報及新聞	金貳拾四圓七拾錢
筆紙墨	金百四拾五圓四錢五厘
交際費	金參百八拾貳圓貳拾錢
雜費	金四百壹圓九拾八錢
交付金	金壹萬貳千九拾七圓五拾貳錢九厘
內	
支會交付金	金壹萬壹千九拾五圓八拾參錢參厘
地方委員部交付金	金參拾參圓五錢
會報代徵收手數料	金九百六拾八圓六拾四錢六厘
豫備費	金貳百五拾貳圓五拾六錢
基本積立金	金九千七百貳拾參圓九拾六錢七厘
內	
基本金	金六千七百貳拾參圓九拾六錢七厘
操越金	金貳千圓
伊太利博覽會經費ヘ支出	金壹千圓

明治四十三年度基本金決算

總收入	金五萬四千貳百八拾參圓九拾八錢
內譯	
四十二年度經常部積立金ヨリ操入	金壹萬五千貳百八拾壹圓拾六錢壹厘
公債及預金利子	金貳千百五拾圓九拾六錢
公債乘替利益	金貳百拾五圓四拾錢
四十二年度末現金及預金	金參萬六千六百參拾六圓四拾五錢九厘
總支出	金五萬四千貳百八拾參圓九拾八錢
內譯	
定期預金	金參萬參千四百貳拾圓
當座預金	金貳萬七百拾參圓九拾八錢
伊太利博覽會經費ニ操替	金百五拾圓

明治四十三年度製絲工男女獎勵資金決算

總收入	金五百參拾四圓拾壹錢
內譯	
寄附金	金五百圓
利子	金參拾四圓拾壹錢
總支出	金五百參拾四圓拾壹錢
內譯	
定期預金	金五百參拾四圓拾壹錢

財產目錄

總額	金八萬貳千九拾圓拾四錢七厘
內譯	
基本金	金六萬貳千七百七圓九拾四錢七厘
內	
四分利公債 五百圓券參枚 百圓券壹枚 五拾圓券壹枚	金千六百五拾圓
五分利公債五拾圓券壹枚	金五拾圓
定期預金	金參萬參千四百貳拾圓
當座預金	金貳萬六千九百貳拾八圓九拾八錢
手形壹通	金五百七圓五拾錢
現金	金壹圓四拾六錢七厘
操替金	金百五拾圓
製絲工男女獎勵資金	金五百參拾四圓拾壹錢
經常部操越金	金貳千圓
家屋	金壹萬參千九百圓八錢
什器、書籍及電話	金貳千九百四拾八圓壹錢

右之通ニ候也

明治四十四年二月

理事 會頭 男爵 松平正直
同 副會頭 男爵 吉川重吉
同 今西直次郎
同 原富太郎
同 本多岩次郎
同 小野光景
同 法學博士 桑田熊藏
同 益田孝
同 茂木保平
同 吉池慶正

右之通相違無之候也

監事 芳賀權四郎
同 高橋新吉

雑報

【ナンテマガイ、ンデショー】 長野縣の殺代議士南條吉左工門と云へば實業界で誰れ知らぬものなしい名人で常に似た名の論後で言ふ處ろ言ふ評がある故みな訪へばアイ失礼ッと某官の招宴に集るものの二百餘名、先頃の最後に南條君現に上つて一杯の水を飲みしが考ふれば既に日はく欲する處に前者任者の發言に御茶か濁して後者の迎ふる段になるや更に傳儀整然として目く新任某氏を熱視する人相言葉なき得たり鳥高く屋宇豊富客迎ちずニコカにして編々と云々盛し其事物や今後見るべきあるか必ずりとて降檀す主客共其人相演説に座妙然、是れ氏の最近人相家なる以て見せらるべ所以にして選へられたる某官人の宮目くナンテマガイ、ンデショー

【朝見たら人の靴をつた】 一たび宴に立ちて三寸の舌を鳴答せしに上に主人客相と同下は老幼婦女に至る迄皆ひ同今其邸に同ふて其時間の上下すると雖も何時しか感柔なナヤームムムと呟へるが如く聞く人なして舌ある知りさらしひる窓前生を窓から歩き得たる所御の家に迷の萬事秋京都に立ち下り先屋内を不許御の家の時刻後の見渡取は機倒に取ふ為と言門づ出づる時刻後の見渡取は知は機倒しと言ふ書鳥又出づに辛と過て大阪向ふ型朝船に乗らんと言ふ間に出づれば、往しげ靴のみにて後姿影だに見えず仲御方正す、亭主恐るゝ手ん出手ん手ん打ち豊臣呼び仲御方正す、亭主恐るゝ手ん出手ん手ん御客様には不公平の御戦定しと驚くあらんと言は昨夜まり大朝に後議殺し居り候との事に初めて夫れと御付きナア

1人の靴がアッカと言たんんすればさなきだに温服めん詳りの晩は深ぶん疲れて又グ〜然、壊と疲つて急使な實第の家に強て其邸に泊る、船中組は是少しも痛まずと鳴然、某氏に対して曰く人の靴がカラと鳴キ大笑：：全く不思議と近来での珍

【トートータメタツタ】 材料は少し古い一昨年の秋のことと鳥取魚槽の聘に應じて講話に出かけた八田翁某師らさに兵庫の流る會に招待を受け遠を離れて石渡所長、外山博士なんと同じく會に赴り、渡れ宴てに大阪迄踏の外山石渡の兩氏と京都迄なべく倶宴にも及ぶとしてアラッキ、何時しか話聯りて何れにかなり影を来り、程なく宴れ終れ来りけれ翁は京都の人となり安心と眠るとなく揺り〜て遂に熟睡の人となり大津迄は眠夜中の夢心地、馬鹿に驚すれば、京宮の停として八田さは御乗合ありませんかとの恐縮に急き乗り喰られ、オレだと腹受取り聞き見れば「ビヤ、オタリツコ、ネ、ケリトヤマイシタ」とある、ネ、ケ、ロ、ヒ、ヤスリ〜と謂ひ出すとなく、ぜざるとも、ハテナと首を傾け、就いするとなく、ぜざるとも、一杯り来つて、此の雲煙ドー云ふ意味ッ示されども元より例る答はなし、凌る時、外山博士訪ふの暇なく時間があるかとて、ビーヤホールで、一杯ヤッテ居つて遅い時間から点れてしまつた、アラッキ、へ出て見れば変人見えぬ故ーしまつた、と即妙に、何と思ふ家を忘れ、ビールが返る慌りて頂く所に行つた個守に汽車が立つたと取つて返ぶ来れば宮ちゃ所なく不許御の家に迷の萬事秋京都に立ち下り先屋内を不許御の家の時刻後の見渡取は機倒に取ふ為と言門づ出づる時刻後の見渡取は知は機倒しと言ふ書鳥又出づに辛と過て大阪向ふ型朝船に乗らんと言ふ間に出づれば、往しげ靴のみにて後姿影だに見えず仲御方正す、亭主恐るゝ手ん出手ん手ん御客様には不公平の御戦定しと驚くあらんと言は昨夜まり大朝に後議殺し居り候との事に初めて夫れと御付きナア

驚界消滅

◇東北正潤、問題に飲き大阪團の代議士等其宜問演説な爲ぶんとして空恕其日敷演説し終りて野芋宴席なる爲ぶんとして静せる仏國民英國なる爲さるに本人狂して不得要領也十若手谷の爲ば巧妙大笑：：全く不思議と近来での珍

◇従来矢面に立てる京都の宴会仏年時代の人例不作の證

△弁物産、横浜支店新築中の建物火を来し其組等十萬圓工事費に焼き其苦人を経営易の為に悔し

△山梨縣蚕、澤町の都為より火を焼出絵戸に及ぶのみなら寸御眞影を焼失すと不敬の罪不許

△同町は、四年の大雪に始ど全滅の災に遇ひ今又此の惨事に遭ず水夫の貴其資金に経営して知何

△鹿西鑛業、現所鑛本者千燈支管の金業に本月十一日出発十五日鑛着すと時に取り面白く面し種器の大

△高知支會、本年度狩学に於て大々的品評会を開設し蓋か南海に鳴れんと意氣可愛勢果千萬来代に及ぼん

本誌（即ち臨時報告）に限り

郵税五厘

一部金五錢

●定價 大日本蠶絲會報 一ヶ年前金壹拾五錢 但會員に限り壹錢五拾錢

明治四十四年三月十日印刷納付

禁轉載

編輯兼發行人 東京市神田區錦町三丁目十八番地 小池市松

印刷人 東京市神田區美土代町二丁目一番地 島連太郎

印刷所 東京市神田區美土代町二丁目一番地 三秀舍活版部

發行所 東京市神田區錦町三丁目十八番地 大日本蠶絲會

【電話本局一四七三番】【振替貯金口座東京一一〇六番】